

市役所など市の施設

4月から 利用時間を変更します

市では、4月1日(日)から、市役所の開庁時間を「8時30分～17時30分」から「8時30分～17時15分」に変更します。また、市の一部の施設についても利用時間を変更します(下表参照)。

施設の休館日、受付時間など詳細は、各施設にお問い合わせください。

行政経営課 ☎235・4697。

太陽光発電など 設置補助金額を一部変更

▶▶申請は設置工事着工前に

市では、環境に配慮した設備の設置・導入に対して、経費の一部を補助しており、4月1日から、補助金額の一部を次のとおり変更します。

▽変更内容 ①県の太陽光発電施設補助制度の開始に伴い、県の補助要件を満たした施設を居住用住宅・店舗等との併用住宅に設置した方に対し、発電能力1キロワットにつき3万5000円(限度額12万円)を市の補助金に上乗せ ②潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)の補助金額3000円を5000円に変更(下表参照)

※いずれも設置工事着工前に申請してください。▽対象 次の①～③すべてを満たす方 ①施設等を新規に購入・設置する ②施設等を市内の自宅・事業所に設置

助成対象となる施設・設備一覧(平成21年4月から)

| 対象となる施設・設備 | 助成金額 | 施設・設備の概要 | |
|-------------------------------------|--|--|--------------------------------------|
| 雨水活用施設 ※雨水活用施設として市販されている雨水タンクが対象 | 設置費の3分の1、限度額1万円 | 住宅や事業所の屋根の面等に降った雨を集水し、タンクなどに貯留するもの。庭の散水などに活用 | |
| 太陽光発電施設 | 【市】発電能力1kwにつき3万円、限度額10万円 【県】発電能力1kwにつき3万5000円、限度額12万円(居住用住宅・店舗等との併用住宅に設置した場合) | 住宅や事業所の屋根等に設置し、太陽電池を利用して、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する | |
| 太陽熱利用施設 | 1施設につき3万円 | 住宅や事業所の屋根等に設置した太陽熱温水器(強制循環型)で温水を作る。風呂や給湯に利用 | |
| 風力発電施設 | 発電能力1kwにつき3万円、限度額9万円 | 風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こす | |
| 低公害車 | 通常車との差額に0.2を乗じた額、限度額10万円 | 新車のみ。電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車※ハイブリット車は対象外 | |
| 省エネナビ ※(助)省エネルギーセンターに登録された機種が対象 | 購入価格の2分の1、限度額1万円 | 家全体の電力使用量等を料金に換算して表示 | |
| 高効率給湯器 | CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) | 1施設につき2万円 | ヒートポンプで空気の熱を集め、お湯を作るシステム |
| | 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ) | 1施設につき5000円 | 屋外に排出していた潜熱(お湯を温める時に出る熱)を再利用するシステム |
| | ガスエンジン給湯器(エコウィル) | 1施設につき2万円 | ガスエンジンを利用して発電を行い、その際に発生する排熱を利用するシステム |

する ③市税および国民健康保険税の滞納がない。

※申請書は環境保全課窓口で配布(市ホームページからダウンロード可)。詳細はお問い合わせください。

環境保全課 ☎235・4912。

| 施設名 | 4月1日からの利用時間 |
|----------------------|---------------------------------|
| 海老名市役所 | 8時30分～17時15分 |
| 自動交付機サービスコーナー(市庁舎1階) | 8時30分～17時15分 ※1 |
| 市役所連絡所(東柏ヶ谷連絡所) | 10時～17時15分 ※2 |
| 保健相談センター | 8時30分～17時15分 |
| 子育て支援センター | 8時30分～17時15分 |
| 青少年相談センター | 9時～17時15分 |
| 教育センター | 9時～17時15分 |
| 中央・有馬図書館 | 月～土 8時30分～17時15分 日 8時30分～19時 |

※1 市役所附属棟の自動交付機は21時30分まで利用できます
※2 市役所連絡所(かしわ台連絡所)は19時まで利用できます

市庁舎は
8時30分から
17時15分まで

赤字…平成21年4月からの変更点

平成20年度限りの国の緊急措置として、小学校就学前3年間の第2子以降のお子さん一人につき、3万6000円の「子育て応援特別手当」を支給します。手当は、対象児童が属する世帯の世帯主に支給します。

▽支給対象となるお子さん(下図参照) 平成2年4月2日から17年4月1日までに生まれたお子さんが2人以上いる世帯で、14年4月2日から17年4月1日までに生まれた第2子以降のお子さん。▽申請方法 3月16日付けで支給対象見込みの方に送付した申請書に、必要書類を添付し、児童福祉課へ提出(郵送可) ※基準日(今年2月1日)時点で住民基本台帳に登録されている市区町村で申請して

子育て応援特別手当を支給します

小学校就学前3年間の第2子以降一人につき3.6万円

ください。▽必要書類 ①振り込み口座の通帳の写し ②本人確認の書類(世帯主の運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、外国人登録証明書など) ※郵送の場合は、これらの写しを添付。

※世帯主と、扶養しているお子さんが別世帯の場合は、医療保険被保険者証または扶養控除申告書の写しを、代理人が申請する場合は、世帯主との関係を証明できる書類(世帯主の医療保険被保険者証など)の写しを添付してください。

申請 9月17日(日)までに児童福祉課 ☎235・4823へ。 ※土曜開庁日(第1・3土)は8時30分～12時。4月のみ第2土も開

海老名市第二次環境基本計画を策定

～深刻化する環境問題に対応～

市では、良好な環境の保全と創造を図り、深刻化する地球環境問題へ対応するため「海老名市第二次環境基本計画」を策定しました。これは、平成12年3月に策定した市環境基本計画の内容を改定したもので、計画期間は21年度から29年度までです。策定には、市民・事業所を対象としたアンケート

リト、パブリックコメント、環境活動に取り組みする市民団体からの意見などを取り入れていきます。

同計画の内容は「地球環境」と「地域環境」の2つに大別し、それぞれの視点から、市が取り組む施策、市民・事業者の役割を定めています。

《主な内容》
地球環境：現在最も深刻化している地球温暖化の防止に向けた、市の温室効果ガス削減目標24年度までに17年度比7.8%減



子育て応援特別手当の支給対象ケース

支給対象となる児童 平成2年4月2日～17年4月1日生まれのお子さんが2人以上いる世帯で、14年4月2日～17年4月1日生まれの第2子以降のお子さん

～支給対象となる場合～

【例1】Aさんの世帯

世帯主 Aさん (1人目 15歳)

支給対象となる子ども (2人目 5歳, 3人目 4歳)

手当の支給対象となる子ども 36,000円×2人=72,000円

【例2】Bさんの世帯

世帯主 Bさん (1人目 17歳)

支給対象となる子ども (2人目 4歳)

手当の支給対象となる子ども 36,000円×1人=36,000円

～支給対象とならない場合～

【例3】Cさんの世帯

世帯主 Cさん (1人目 4歳)

支給対象となる第2子以降の子どもがいない

合併処理浄化槽 設置補助限度額を変更

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁および生活環境の悪化を防止するため、市街地調整区域のうち、相当期間下水道整備が見込まれない区域内に家庭用の合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する方に、国・県と共同で、費用の一部を補助しています。

4月から、新規設置をする場合は、県補助金の交付がなくなるため、これまでの補助限度額が半額となります(左表参照)。詳細はお問い合わせください。

※し尿等のくみ取り式、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置は、これまでどおり補助します。

環境保全課 ☎235・4912。

合併処理浄化槽補助限度額(平成21年4月から)

| 設置原因 | 5人槽 | 6～7人槽 | 8～10人槽 |
|------|----------|----------|----------|
| 転換設置 | 332,000円 | 414,000円 | 548,000円 |
| 新規設置 | 166,000円 | 207,000円 | 274,000円 |